

2020年3月25日

司法記者クラブ
報道各社 御中

記者会見のご案内 東京電力との解決交渉の経過

東京都台東区東上野 3-28-4 スカイイツ 504

福島原発被害弁護団

<問い合わせ先> 弁護団幹事長 米倉勉 (よねくら つとむ) 03-3463-4351 090-4052-1994
--

仙台高等裁判所民事第2部 平成30年(ネ)第164号
原審:福島地裁いわき支部 平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号)

当弁護団・原告団は、3月12日の判決を受け止め、本件を上告して継続するのではなく、東電との協議・合意による「解決」を実現することを方針として、その旨の「解決要求」(別紙)を提示し、東電との話し合いを持ちました。

ところが、その第1回協議(19日)においては、解決要求に対する回答は得られず、判決内容を検討中だから「傾聴」するだけだという対応であり、この不誠実な対応については、同日の記者会見にてご説明した次第です。

その後、改めて設定していた第2回の協議(24日に予定)は、前日になって、やはり「傾聴」するだけだという連絡がありました。当方から、そのような無意味な引き延ばしには応じられない旨の抗議をして、回答のための協議の実施をあらためて再設定し、本日午後3時に、延期された第2回の交渉を行うことになりました。

そこでの第1の論点は、「判決を真摯に受け止め、上告をせず、謝罪の上で賠償金を支払うこと」です。この基本となる要求が受け容れられて初めて、そのほかの政策的課題も実現可能になるのであって、反省と謝罪のない加害企業が、被害の解決に向けた政策的課題になど、まともに取り組むはずがありません。

なお、この点で、仙台高裁判決は、2つの特筆すべき判示をしました。

- ① 東京電力が津波に対する具体的な対応を取らなかったことに関し、「被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、まことに痛

恨の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算定に当たっての重要な考慮事情とされるべきものである。」と判示し、東京電力の悪質性を厳しく断罪し、その加害性を明確に指摘していること。

- ② 原賠法の目的は被害者の保護にあること、そのために策定された中間指針は「中間指針に明記されなかった原子力損害を含め、迅速、公平、かつ適正な賠償を行うこと」を求めていることを指摘し、「被告は、このような司法判断の意義と迅速な被害救済を図る原賠法の趣旨とを十分に踏まえ、本判決を受けて適切に対応することを期待する。」と結んでいること。

仙台高等裁判は、東京電力の加害責任の重大さと、被害の迅速な救済を求める原賠法の趣旨、さらには司法制度の意義を説示して、東京電力に対し、自らの責任を自覚し、上告せずにこの判決に基づく被害救済をなすよう示唆したものであり、特筆すべき内容です。

本日の協議の席において、東電がいかなる回答をするか、予断を許しません。その内容がどのようなものであれ、被害の救済を左右する重要な意味を持つものですので、本日午後5時から、あらためて貴記者クラブにおいて、会見を行い、ご報告いたします。

以上